中小企業対策審議会の傍聴について

１　傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

（１）審議会開催中は、静寂に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

（２）会議の模様を撮影し、又は録音しないこと。

（３）会場において飲食、喫煙等をしないこと。

（４）携帯電話等を使用しないこと。

（５）その他会議の支障となる行為をしないこと。

２　会場の秩序事項

（１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び係員の指示に従ってください。

（２）傍聴者が上記１の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。